

1. 特別の療養環境の提供に関する事項

当院における差額病床料金は以下のとおりです。(表示料金は消費税の1日金額となります。)

☆ 一般病棟（東3） 個室：3床

料金：337、338号室・・・ 1,650円

340号室・・・・・・・・ 11,000円

☆ 回復期リハビリ病棟(東2) 個室：2床

料金：238、241号室・・・ 1,650円

(利用状況によってはご希望に添えない場合がございますのでご了承下さい。)

1. 入院時食事療養費

当院は管理栄養士により患者様の疾病・病状・年齢等に適切な栄養量及び内容の食事療養を行っております。

2. 特別管理給食

当院は厚生労働大臣が定める基準に特別管理給食を提供しており、管理栄養士に管理された給食が適時（夕食は午後6時以降）・適温で提供されます。

3. 治療食の提供（腎臓・肝臓病・糖尿病など）をしております。

4. 食堂における食事の提供をしております。

5. 負担金

R7. 4変更

一般（市町民税課税世帯）の方	1食 510円 （難病認定者：300円）
市町民税非課税世帯の方	1食 240円（91日目以降は190円（届出による））
70歳以上で所得が一定基準以下 (低所得 I)	1食 110円

※療養病床については、「入院時食事療養(I)」を、「入院時食事療養(I)及び入院生活療養(I)」とします。

※負担額を減額するためには、減額認定証の提示又は、オンライン資格(同意の上)を行う事で確認できます。

※ご不明な点がございましたら、窓口にお尋ね下さい。